

恵庭創生懇談会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵庭市附属機関設置条例（令和5年条例第27号）第8条の規定に基づき、恵庭創生懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 恵庭市総合戦略の推進及び進捗状況の検証についての審査又は審議に関すること。
- (2) 恵庭市の創生に必要な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、13人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業の関係者
- (2) 行政機関の関係者
- (3) 高等教育機関の関係者
- (4) 金融機関の関係者
- (5) 労働団体の関係者
- (6) メディアの関係者
- (7) 士業の関係者
- (8) デジタルの関係者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第14号)の定めるところによる。

(会議録の作成及び公表)

第8条 懇談会は、会議終了後速やかに会議の議事要旨を作成し、会議の資料とともに公表するものとする。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、企画振興部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月7日から実施する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による委員の選任その他懇談会に関し必要な準備行為については、この要綱の実施の日前においてもすることができる。